

第5 安心して子どもを産み育て、意欲をもって働くことのできる社会づくりの推進

- 男女がともに暮らし、子どもを産み育てることに夢を持てる社会を実現するため、少子化対策推進基本方針や新エンゼルプランに基づき、仕事と子育ての両立支援のための雇用環境の整備や子育て支援サービスを充実するなど、家庭、地域、職場を総合的に捉えた施策を推進する。
- 女性労働者の能力発揮を促進するため、男女の均等な機会及び待遇の確保対策を推進する。

子育て支援の充実

(1) 多様な保育サービスの拡充

- ◇低年齢児（3歳未満児）の受入れの拡大
- ◇延長保育の推進
- ◇休日保育の推進
- ◇社会福祉・医療事業団融資の保育所設置に係る貸付の相手方の拡大
- ◇ベビーホテル利用者等の保育所体験の促進

(2) 子育て家庭への支援の充実

- ◇一時保育の推進
- ◇地域子育て支援センターの整備の推進
- ◇放課後児童クラブの充実（障害児の受入れ促進、過疎地等の小規模クラブ（10人以上20人未満）への支援の拡大）
- ◇小児救急医療支援体制の充実
- ◇周産期医療体制の整備等の推進
- ◇国立成育医療センター（仮称）の開設

2 仕事と家庭との両立支援対策の推進

(1) 仕事と家庭の両立のための制度の充実

(2) 仕事と家庭の両立を支援するための取組に対する援助等

◇ファミリー・サポート・センターの設置促進

◇ファミリー・サポート・センターの大都市設置プログラムの推進（大都市圏の市区におけるファミリー・サポート・センターの早期設置の促進、余裕教室を活用した育児のための場所の確保）

◇ファミリー・フレンドリー企業の一層の普及促進

(3) 総合的情報提供・相談システムの構築

◇保育・育児に関する各種情報をはじめ再就職及び仕事と家庭の両立のための情報の提供、講習、相談等の総合的実施

3 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保

(1) 男女の均等な機会及び待遇の確保対策の推進

◇女子学生の採用に係る均等法の指導強化及び女子学生に対する職業意識啓発のための施策の推進

◇採用、配置・昇進を中心とした実質的な均等取扱いを確保するための積極的な行政指導の展開

(2) ポジティブ・アクション（女性の能力発揮促進のための積極的取組）の推進

◇経営者団体と連携したポジティブ・アクション推進協議会（仮称）の設置

◇女性の能力発揮促進のための再就職モデル開発事業（仮称）の実施

(3) セクシュアルハラスメント防止対策の推進

◇セクシュアルハラスメントに関する相談体制の充実

(4) 母性健康管理対策の充実

◇職場における母性健康管理体制の整備の推進

4 児童虐待防止対策の推進

(1) 虐待の早期発見、早期対応に向けた体制の充実

- ◇児童虐待防止市町村ネットワークの拡大
- ◇児童家庭支援センターの拡充
- ◇1歳6か月児及び3歳児健康診査時の相談体制の充実（心理相談員及び集団指導を行う保育士を配置）
- ◇児童虐待に関する専門相談、関係職員の研修等の実施

(2) 児童の保護と保護者等への指導體制の充実

- ◇児童養護施設への被虐待児個別対応職員の配置
- ◇児童養護施設等への心理療法担当職員の配置
- ◇児童相談所における保護者へのカウンセリングの充実

5 思春期児童などの心の健康づくり対策の推進

(1) 思春期児童の心の健康づくり対策の充実

- ◇思春期児童の心のケアの専門家の養成研修等の実施
- ◇専門家チームによる相談、処遇方針の策定

(2) PTSD対策の充実

- ◇PTSD（心的外傷後ストレス障害）専門家の養成研修等の実施

6 女性に対する暴力への対応

- ◇婦人相談所等における対応の強化（他の都道府県の婦人相談所等への避難保護、夜間警備体制の強化）
- ◇母子生活支援施設への心理療法担当職員の配置

7 児童手当制度

- ◇児童手当については、具体的な財源の確保及び費用負担の在り方と併せて、予算編成過程で検討